

# News Release



平成24年3月26日

## 「ポータルサイト広告適正化部会」の発足について

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会（東京都千代田区）は、本日開催の理事会において、不動産情報サイトを運営する賛助会員が、不動産業者の広告表示の適正化を誘導する方策を協議・検討する『ポータルサイト広告適正化部会』を3月20日にスタートさせました。

広告適正化部会は、平成23年度の事業計画に基づき不動産の公正競争規約の趣旨に賛同する広告会社等の賛助会員（平成24年3月1日現在、109社）のうち、インターネット不動産情報サイトを運営する主要な5社

アットホーム株式会社（東京都大田区）、  
株式会社アドパークコミュニケーションズ（東京都港区）、  
株式会社CHINTAI（東京都港区）、  
株式会社ネクスト（東京都港区）、  
株式会社リクルート（東京都千代田区）

の広告審査等の実務責任者らを当面のメンバーとしています。

この部会では、特にインターネット広告における不動産業者の広告表示の適正化を図るために、広告会社等が効果的、かつ、効率的に不動産業者を誘導する方策がいかなるものかを協議・検討し、一定の手順を踏んで決定した方策を順次、実施することによって、不動産業者の広告表示の適正化に資することとしています（「別紙1」及び「別紙2」参照）。

### <当面の検討事項>

- 1 不動産情報サイトにおける表示項目等の整備
- 2 不動産業者との取引開始時の対応
- 3 不動産の表示規約の普及・啓発活動
- 4 苦情への対応
- 5 調査対応
- 6 改善要請等への対応
- 7 規約改正・運用への提言 など

### <本件に関するお問い合わせ>

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会

東京都千代田区九段南3-9-12 九段ニッカナビル6階

TEL : 03(3261)3811 FAX : 03(3261)3933 Mail : news@sfkoutori.or.jp

## ポータルサイト広告適正化部会の開催要綱

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会  
ポータルサイト広告適正化部会

### 1 目的

この要綱は、公正競争規約に参加する広告会社等の賛助会員が、公正競争規約の運営機関である公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会（以下「協議会」という。）の要請に応じて、不動産業者の広告表示の適正化を図るために、効果的、かつ、効率的に不動産業者を誘導する方策はいかなるものかを協議・検討するポータルサイト広告適正化部会（以下「部会」という。）に関する事項を定めるとともに、部会が必要な手順を踏んで決定した方策を単独又は共同して実施することにより、不動産業者による広告表示の適正化の推進に寄与することを目的とする。

### 2 部会の位置付け

部会は、協議会から要請を受けて不動産業者の広告表示の適正化を誘導する方策を協議・検討するものであり、これは協議会の運営規程に定める広報委員会の業務「公正競争規約の周知徹底及び普及啓発に関すること」の範疇に属するものであるから、広報委員会が把握する不動産事業者の意向等を斟酌しながら協議・検討し、広報委員会と連帯して理事会に提案し了承を得た方策について、会員団体に協力を仰ぎ、広告会社等が単独又は共同して、不動産業者に対して広告表示の適正化を誘導する働きかけを行うものとする。

なお、部会が必要な手順を踏んで決定した方策を広告会社等が実施する場合は、協議会の管轄する範囲に止まるものではないと思料され、かつ、協議会は、不動産公正取引協議会連合会の事務局でもあることから、全国の不動産業者、各地区の協議会の事業運営に影響を及ぼすものであることは必至であることを念頭におくものとする。

### 3 行政機関による助言

部会は、不動産業者の広告表示の適正化を誘導する方策を協議・検討しその提案を行うに当たっては、公正取引委員会、消費者庁、国土交通省等の行政機関から助言を得て、それらの行政機関が運用する法令及びその他の法令に反しないようにするものとする。

### 4 不動産業者の団体への協力依頼

部会は、不動産業者の広告表示の適正化を誘導する方策を協議・検討する過程及びその提案を行い、これを実行するに際しては、協議会の会員団体において決議を必要とする事項があるか否か、その必要がある場合は決議に関して協力を依頼する等の事情があることを含めて協議・検討しておくものとする。

## 5 部会事務局

部会の事務局は、協議会事務局が担うものとする。

## 6 部会の構成員等

(1) 部会の構成員は、広告会社等の賛助会員のうち、不動産情報サイトを運営している主要な会社で、かつ、部会の開催に賛意を表明している会社とする。

なお、部会の構成員として要請する会社は、前記構成員の要件を満たし、かつ、一定の審査基準、罰則基準等を所持して、これを有効に適応しているなど不動産情報サイトの広告表示の適正化に積極的な取り組みをしている会社として、部会事務局が広報委員会委員長の了承を得て要請することとするが、部会の発足後、部会参加者の間で構成員として要請することに賛同が得られた会社には、改めて、広報委員会委員長の了承を得て要請することができる。

(2) 部会の構成員である会社から、実際に部会に出席して、方策のとりまとめの協議・検討に参加する者は、当該会社の広告審査部門の実務責任者級の者（2名以内）とし、協議会会長が部会員として委嘱するが、当該部会員に代わってそれに準ずる者が代理で出席することを妨げない。

(3) 部会における方策のとりまとめの協議・検討には、協議会の常勤役員は、原則、参加するものとする。また、広報委員会の委員長及び副委員長は、部会の要請があれば、これに応じて、原則、参加するものとする。

## 7 部会長等の選任

部会は、部会参加者の互選によって部会長1名及び副部会長2名を選任し、部会長が部会開催時において議長を務め、副部会長は議長を補佐し、部会長が議長となれない事情がある場合はこれを代理する。

## 8 経費等

(1) 部会において必要とする経費は、原則、協議会が負担する。

(2) 部会員の報酬は無報酬とするが、協議会は、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 9 協議・検討事項

(1) 部会における検討事項は、部会発足準備会における意見等を整理した別紙「ポータルサイト広告適正化部会における当面の検討事項」をベースに発足会以降の部会で、改めて意見を出し合い、整理して、方策の内容をどのようなものとするかを協議・検討するものとする。

(2) 部会において協議・検討した際に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

## 10 部会開催頻度等

(1) 部会は、上記9の「ポータルサイト広告適正化部会における当面の検討事項」について、適宜、補足整理しながら、2か月間に1回程度、協議・検討し、そ

の結果を部会事務局が方策案としてとりまとめ、関係行政機関の意見を仰ぐなどして、更に協議・検討して、一定の方策案を策定し、広報委員会に提案してすり合わせを行い、理事会の承認を得るなどして、実施できるものから実施を開始する一方、引き続き、より意味内容のあるものとするよう協議・検討して行くものとする。

- (2) 部会は、その検討するテーマごとにワーキンググループを設け、集中的に協議・検討してこれを部会に提案することができる。ワーキンググループには部会の構成員に限らず参加することができる。

## 11 物件種別

部会が広告表示の適正化の対象とする物件種別は、当面、居住用賃貸物件とし、必要に応じて、この物件種別を拡大するものとする。

## 12 広報

協議会は、広報委員会、部会等の指示等により、部会発足、部会の目的・概要、協議・検討状況に加えて、決定した広告表示の適正化に関する方策の内容などを必要に応じて業界紙に公開し、協議会の機関紙に掲載するほか、広報委員長名により会員団体又は広告会社等に協力の要請等を行うものとする。

## 附則

この要綱は、平成24年3月26日から施行する。

## 当面の検討事項

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会  
ポータルサイト広告適正化部会

### 1 不動産情報サイトにおける表示項目等の整備

- (1) 規約上の必要表示事項などがすべて記載できる表示項目とさせるために採るべき方法はなにか。
- (2) 表示項目がすべて揃っているかどうかを確認する相互監視はできるか。

### 2 不動産業者との取引開始時の対応

- (1) 不動産業者に規約等の法令遵守について約定してもらうことの是非、約定事項、内容を話し合い、一定の事項を含ませることを必須とするものの是非。
- (2) 規約等の法令に違反した場合には改善要請等を行うことにあらかじめ承諾を得ておくことの是非、承諾事項を話し合い、一定の事項を含ませることを必須とするものの是非（次の3以下の検討事項である各事項に関連するものをあらかじめ不動産業者に承諾を得るといことが考えられるので念頭におく。）。
- (3) 以上に掲げるほか、取引開始時に広告表示の適正化に関して申し入れしておくものはないか。

### 3 不動産の公正競争規約の普及・啓発活動

- (1) 不動産業者に対する普及・啓発をどのように行うべきか。
- (2) 一般消費者に対する普及・啓発をどのように行うべきか。
- (3) 広告審査担当者の育成を図ることができないか。

### 4 苦情への対応

### 5 調査対応

- (1) 掲載広告に苦情があった場合は、調査するのか。何のために調査し、また調査することとする要件とその調査手法、どこまでの内容を調査するのか。
- (2) 苦情などに基づいて調査を行うだけでなく、能動的な調査を実施すべきか。

### 6 改善要請等への対応

- (1) 調査の結果、規約違反が認められた場合の改善要請等の手法、範囲、内容はどのようなものとするべきか。
  - ・訂正広告の義務化等
- (2) 協議会の措置結果の情報が開示された場合の各社の対応の内容はどのようなものとなるのか。

### 7 その他

不動産連合会に対する規約改正・運用への提言